組合の力をさらに伸ばすために！

あなたも組合士！

中小企業組合に従事する方々の資質の向上を図るため、その職務に必要な知識に関する試験（毎年12月の第1日曜日）を行い、合格者に「中小企業組合士」の称号を与えます。
現在、中小企業組合士の方々は、組合、金融機関など各分野で活躍されています。

（平成24年度中小企業組合検定試験「組合制度」第4問より）

次に掲げた各文章について、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律上、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答用紙の解答欄に記入しなさい（全部に○印のみ、又は×印のみをつけた場合は、無効解答とします）。

1．相互扶助を目的とする中小企業の組合には、いかなる場合も独占禁止法は適用が除外される。
2．組合員は、組合の承諾なく、その持分を他人に譲渡することができない。
3．総会は一定の招集手続きが必要であるから、招集手続きなく組合員全員が集まった席で決めたことを総会決議とすることはできない。
4．理事会は代表理事が招集するものと法律で規定されている。
5．監事の任期は、4年以内において定款に定める期間である。
6．協同組合連合会の会員組合の組合員（所属員）の合計が1,000人を超えた場合は、員外監事を置かなければならない。
7．組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置かなければならない。
8．脱退した組合員の持分は、脱退した時点の組合財産によって決まる。
9．「経費の分担に関する規定」は定款の絶対的必要記載事項であるから、賦課金を徴収しない組合であっても定款に規定しなければならない。
10．任期満了の役員改選で、同一人が代表理事に再選された場合は、変更登記は不要である。

解答は、P16に記載してあります。組合士及び検定試験に関するお問い合わせは、中央会 企画振興課までお気軽にどうぞ！

組合運営 ピンポイント PINPOINT!

総会における増資議決の効力について

質問

組合の自己資金充実を図るため、今後5年間組合員1人当たり均一の金額を増資することを総会において議決しました。この議決は、以後においても効力を有し、各年度の総会で議決をしないと考えてよろしいですか。

回答

ご質問の総会議決は今後一定期間の組合の方針あるいは計画を議決した程度にとどまると思われます。すなわち、組合員の責任は、その出資額を限度とするものであり（中協法第10条第5項）、増資の引き受けについても、たとえ総会の議決をもってしても組合員を強制することはできません。したがって、以後の処置としては、各年度に組合員の承諾を得る必要はありませんが、当初において各組合員別に承諾を得ることが必要です。